

(件名)

【コロナ関連：イリノイ州】 州内各地域における感染対策措置の緩和（４）（対象地域：第 6 地域（州中東部 21 郡））

(ポイント)

1月21日、イリノイ州は、同州の第6地域（州中東部21郡）に対して即日、これまで課していた追加的な感染対策措置（ティア1～3によるもの）の適用をやめ、イリノイ復興計画第4段階ガイドラインに基づいた措置に緩和することを発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

(本文)

イリノイ州政府は、新型コロナウイルス対策のためイリノイ州を11地域に分け、地域毎に感染状況をモニターするとともに、陽性率や空き病床数の割合、患者数の増減等の基準に照らして感染対策措置の水準を決定することとしています。この度、第6地域に対し、1月21日から、これまで課していた追加的な感染対策措置（ティア1～3によるもの）の適用をやめ、イリノイ復興計画第4段階ガイドラインに基づいた措置に緩和することを発表しました。

1 制限措置の発効日：2021年1月21日（木）から

2 期間

期間は設定されておらず、陽性率やICU空き病床数の割合、患者数の増減等の基準に照らして判断。

3 制限対象地域（郡）：

・第6地域（Champaign, Clark, Clay, Coles, Crawford, Cumberland, De Witt, Douglas, Edgar, Effingham, Fayette, Ford, Iroquois, Jasper, Lawrence, Macon, Moultrie, Piatt, Richland, Shelby, Vermillion）

4 イリノイ復興計画第4段階ガイダンスの主な内容

(1) バー / レストラン

- ・最大10人のグループで屋内での飲食が可能。
- ・着席エリアは、テーブルがグループ間で6フィートの間隔を空けるように配置すること。
- ・スタンディングエリア（レストランまたはバー内）は、そのエリアに定められている定員の25%以下に制限すること。
- ・ビュッフェとセルフサービスについては、ミニマム・ガイドラインに準拠すること（詳細

は下記リンク参照)。

<https://dceocovid19resources.com/assets/Restore-Illinois/businessguidelines4/restaurantbars.pdf>

- ・セルフサービスの飲料器は、追加の予防措置を講じて許可される。

(2) 会合、社会的活動

- ・50人または部屋の定員の50%のうち、いずれか少ない方を上限とする。
- ・社会的距離を維持し、別々の部屋にいる場合、複数のグループが同じ施設で集まることは可能である。
- ・グループは、会議またはイベントの間、移動しないこと。 イベントに複数のセッションが含まれる場合、参加者は1つの部屋にとどまり、スピーカー/プレゼンターは部屋の間を移動するか、複数の部屋に向けてプロジェクター、ライブストリーミングなどのデジタルディスプレイを利用すること。
- ・ダンスフロアは閉鎖したままにすること。
- ・フードサービスはレストランとバーのガイドラインに従うこと。

(3) 屋内/屋外レクリエーション

- ・一部の屋内レクリエーション施設（ボーリング場、スケートリンクなど）を再開する。 屋内遊技場（indoor playgrounds）とトランポリンパークは引き続き閉鎖とする。
- ・屋内のレクリエーション施設の顧客収容人数は、50人または定員の50%のうち、いずれか少ない方を上限とする。
- ・屋外のレクリエーション施設は、最大50人のグループサイズが許可される。適切な社会的距離の維持とグループ間の接触を制限できる場合は、複数のグループ活動が可能である。
- ・活動スペースは、社会的距離を確保するために、少なくとも6フィート離すか、人数を制限すること。
- ・共有する機器は、使用の前後に消毒すること。
- ・クラブハウスやその他の共同集会所は再開可能。
- ・売店などは制限付きで許可される。

※その他各分野のガイドラインについては、下記のイリノイ州復興計画第4段階ガイドライン及びガイドライン概要を参照ください。

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>
<https://dceoresources-ss-assets.s3.us-east-2.amazonaws.com/public/Restore-Illinois/businessguidelines4/phase4overview.pdf>

○本件に関する州政府の発表は下記のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22667>

在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryo.jil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件, 事故, その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。